

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定収入に係る消費税制上の所要の措置(消費税) (国5)(消費税:外)  <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	消費税の仕入れ税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする事で、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人等の活動環境を整備する。  ----- 《政策目的の根拠》 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) (目的) 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け  【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保
		③ 達成目標及び測定指標  《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、公益法人等の活動環境が整備される。  ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益法人等の活動基盤が整備されることで、法人の行う公益活動が活発化する。
8	有効性等	① 適用数等  現時点(平成 24 年7月末)において、公益社団・財団法人数は約 5,400 法人となっている。

		② 減収額	初年度及び平年度：－
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) 現時点(平成 24 年 7 月末)において、約 5,400 の公益社団・財団法人が誕生しており、特に東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、公益活動が活発化することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月) ・仕入れ控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。 ・寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～) 現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を公益法人等に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加、及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入れ控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは明らかに不合理である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今回の要望は、消費税(国税)に係るものである。
10	有識者の見解		平成 25 年度税制改正に関する要望について(平成 24 年 7 月 公益財団法人公益法人協会) 『Ⅲ 寄附金を受入れた場合の消費税の扱いについて 補助金、寄附金等の対価性のない収入(特定収入)により賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入れ控除税額の対象から除外することとされていることから、事業型の公益法人にあっては、寄附金収入が多額になればなるほど仕入れ控除税額が減額され、結果的に消費税の納付額が増加するという状況となっ

	<p>ています。(略)』</p> <p>『弊協会においては、東日本大震災の被害者の救援活動に従事する公益法人や特定非営利活動法人等の非営利団体や被害を受けた福祉施設への支援金として配分するために「被害者救援のための救援基金」を設け、募集した寄附金を現地の非営利団体等に配分したところですが、このように寄附金の使途が、課税仕入れに一切充てられることのないものであっても、現行法令上は、特定収入に該当し、本来控除できるはずの仕入控除税額を圧縮(納付税額は増加)させているという状態になっています。』</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	